

第528回 海務協議会

(1) 日時：平成26年9月10日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「不正薬物・銃砲の密輸入の動向（白い粉・黒い武器レポート）」について
監視部：佐々木（宏） 統括監視官
2. ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る）からの貨物に対する輸入の制限措置に伴う税関の対応について
監視部：菅 上席監視官
3. 【出港前報告制度関係】「HLD 通知」に係る船会社（船舶代理店）の対応について
監視部：菅 上席監視官
4. 税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について（9月14日（日））
監視部：菅 上席監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成26年 11月 12日（水）開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp>（横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp>（日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/>（日本関税協会横浜支部）

平成25年版

不正薬物・銃砲の 密輸入の動向

(「白い粉・黒い武器」レポート)

財務省関税局調査課

はじめに

近年、経済・社会のグローバル化・ボーダーレス化の進展を背景として、国際的な物流や人的交流が拡大する中で、貿易・通関手続の国際的調和の動きや迅速通関への要請がますます高まっている。その一方で、国内においては、麻薬・覚醒剤等の不正薬物の青少年層への浸透や、拳銃を使用した凶悪事件の発生が大きな社会問題となっている。

このような深刻な状況を踏まえ、覚醒剤などの不正薬物の取締りに関しては、「薬物乱用対策推進本部」が設置され、また、拳銃などの銃器の取締りに関しては、「銃器対策推進本部」が設置され、政府全体として、不正薬物・銃器対策の強化に努めてきたところ、平成20年12月、それぞれが決定した事項については、「薬物乱用対策推進会議」及び「銃器対策推進会議」に引き継がれるものとされた。

さらに、少年犯罪や凶悪犯罪などが国民の身近なところで発生している現状を踏まえ、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、平成15年9月に「犯罪対策閣僚会議」が設置され、平成25年12月には、同閣僚会議において、新たな行動計画として「「世界一安全な日本」創造戦略」を策定し、現在、関係省庁が一体となって各種施策を講じているところである。財務省関税局・税関においては、不正薬物・銃砲等のいわゆる社会悪物品の水際取締りを最重要課題の一つとして位置付け、関係機関との連携強化、情報収集・分析の強化、取締機器の増強等の種々の施策を積極的に推進し、水際取締りの強化に取り組んでいるところである。

本冊子は、社会悪物品の水際取締りの重要性に鑑み、我が国における社会悪物品の密輸入の動向、税関の密輸対策等について取りまとめたものである。取締りを担当する方々の執務の参考にしていただくとともに、広く一般の方々に税関が行う水際取締りに対するご理解を深めていただき、税関に対して一層のご協力をいただければ幸いである。

最後に、本冊子の作成にあたってご協力をいただいた関係省庁の方々に対し、心から感謝申し上げます。

財務省関税局調査課

目 次

I. 平成 25 年の不正薬物及び銃砲等の密輸入摘発状況	
1. 摘発状況	
(1) ポイント.....	1
(2) 社会悪物品の密輸入事犯の摘発実績.....	2
(3) 主な不正薬物の密輸押収量の推移.....	3
2. 不正薬物の密輸入動向	
(1) 覚醒剤.....	4
(2) 大麻（大麻草及び大麻樹脂）.....	5
(3) その他不正薬物（コカイン、ヘロイン、 α -PVP）.....	6
3. 銃砲の密輸入動向.....	9
II. 平成 25 年の主な密輸入摘発事例	
1. 覚醒剤.....	7
2. 大麻.....	9
3. その他不正薬物.....	9
III. 不正薬物等に対する水際取締対策	
1. 政府における対策	
(1) 薬物乱用対策推進会議.....	11
(2) 銃器対策推進会議.....	14
(3) 犯罪対策閣僚会議.....	17
2. 関税局・税関における対策.....	21
(1) 取締体制の整備.....	22
(2) 密輸関連情報の収集・分析の強化.....	22
(3) 取締機器の有効活用.....	24
(4) 関係機関との連携強化.....	25
(5) 国際的な情報交換等の推進.....	25
(6) 監視分野における技術協力.....	27
IV. 世界における密輸動向等	
1. 不正薬物.....	28
2. 銃砲等.....	34

V. 参考資料

1. 不正薬物・銃砲等の大口密輸事犯摘発事例（トップ3）	35
2. 最近の密輸事犯の摘発実績	
(1) 不正薬物	
① 不正薬物の密輸形態別摘発件数	36
② 覚醒剤	36
③ 大麻	38
3. 不正薬物・銃砲の種類	
(1) 不正薬物の種類.....	39
(2) 銃砲の種類.....	41

I. 平成25年の不正薬物及び銃砲等の密輸入摘発状況

1. 摘発状況

(1) ポイント

【平成25年の主な不正薬物及び銃砲等の摘発状況】

不正薬物全体※₁の摘発件数は382件（前年比24%増）、押収量※₂は約1,007kg※₃（前年比61%増）であった。押収量が1tを上回るのは平成16年以来9年ぶり。

銃砲の密輸入事犯の摘発件数は4件（前年比33%増）、押収量は6丁（前年比50%増）であった。

※₁ 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（コカイン、ヘロイン、MDMA等）向精神薬をいう。

※₂ 銃剤型薬物を除いたもの。

※₃ 薬物乱用者の通常使用量で約3,331万回分と使用量では過去2番目

〔覚醒剤事犯〕

摘発件数は154件（前年比9%増）、押収量は約859kg（前年比78%増）であった。

押収量が800kgを上回るのは、平成12年以来13年ぶり

⇒ 密輸入手口の“大口化傾向”が顕著

・海上貨物から約200kgの大口事犯を2件摘発

・押収量5kg超の密輸入事犯が26件（前年比53%増）と大幅に増加

⇒ 航空機旅客による押収量が“過去最高”を記録

・押収量が約304kgと過去最高であった平成22年の約235kgを大幅に更新

・押収量の半数以上が土産品等に細工をして隠匿

・50代以上の密輸入者が全体の4割以上

⇒ 密輸仕出地が短期間で“目まぐるしく変化”

・近年増加傾向にあったアフリカ、欧州が減少

・インドを中心としたアジアや中国が急増

〔大麻事犯〕

摘発件数は66件（前年比20%減）、押収量は約13kg（前年比90%減）と“大幅に減少”

〔麻薬事犯〕

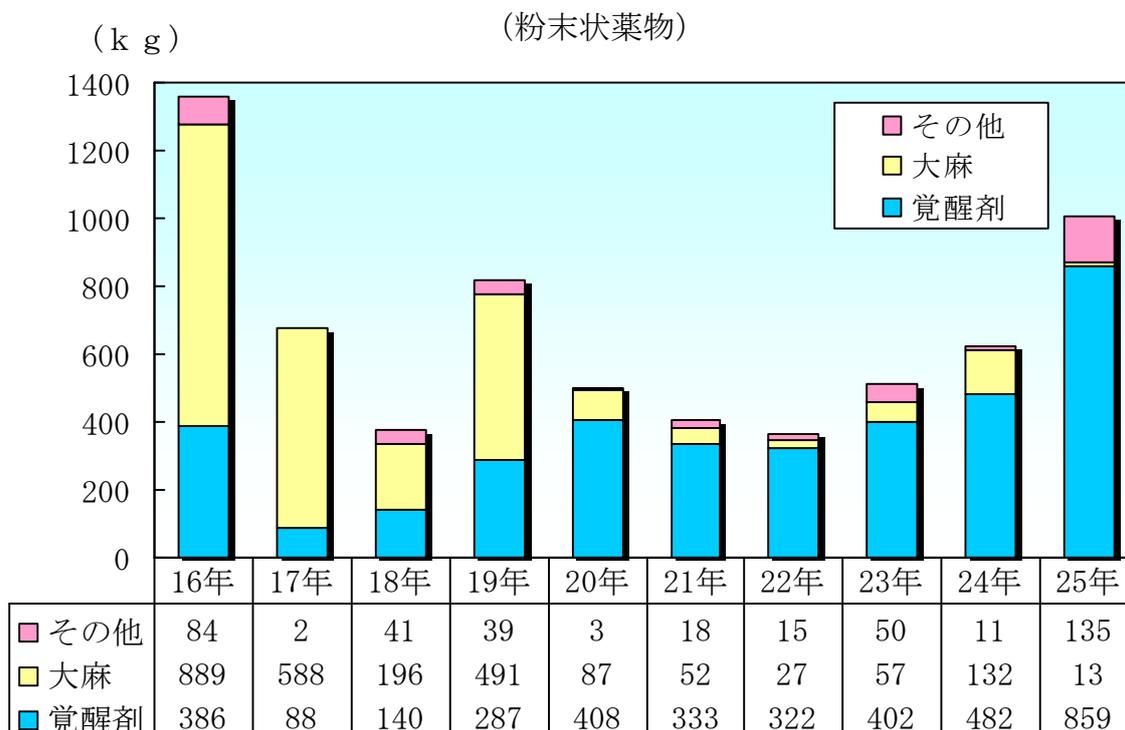
摘発件数は128件（前年比2.8倍）、押収量は約135kg（前年比12.4倍）と“大幅に増加”

(2) 社会悪物品の摘発実績

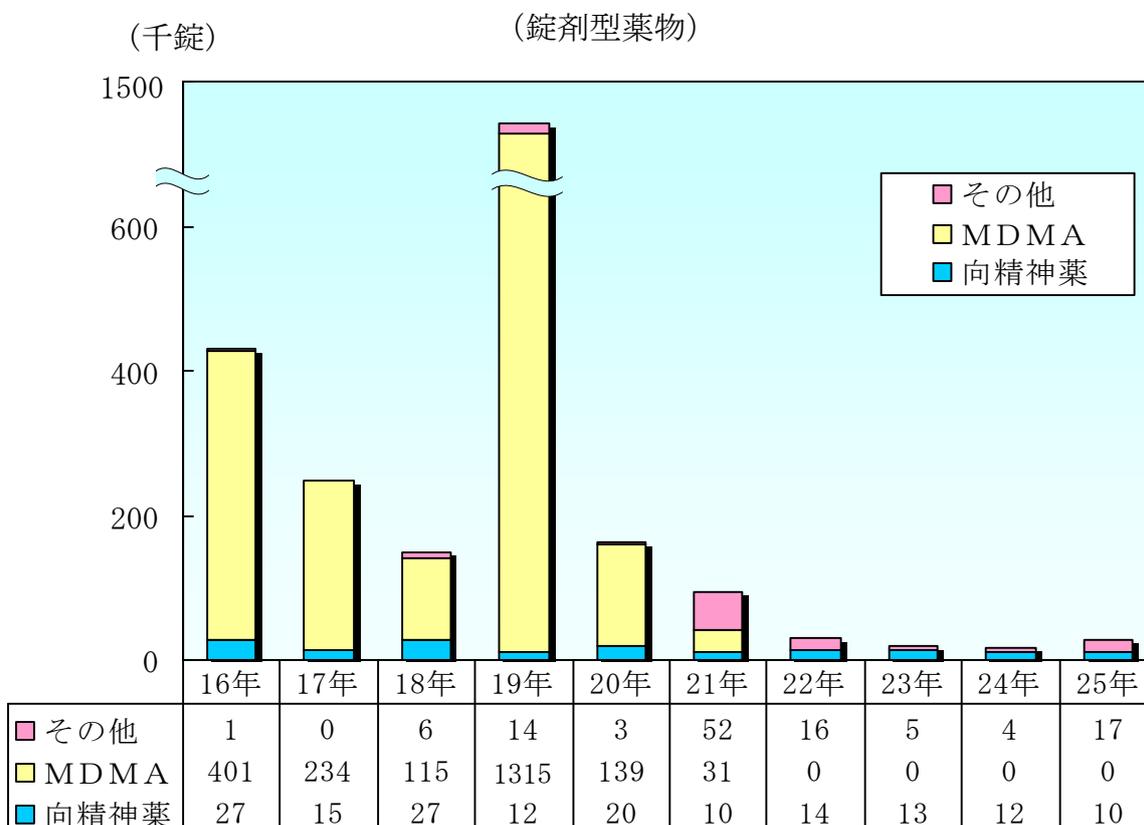
種類	年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	前年比	
覚醒剤	件	164	152	185	141	154	109%	
	kg	333	322	402	482	859	178%	
大 麻	件	111	59	71	82	66	80%	
	kg	52	27	57	132	13	10%	
	大麻草	件	87	45	57	58	52	90%
	kg	40	2	6	104	12	12%	
	大麻樹脂	件	24	14	14	24	14	58%
	kg	12	25	51	29	1	3%	
あへん	件	4	2	2	-	1	全増	
	kg	3	3	4	-	0	全増	
麻薬	件	93	50	37	46	128	278%	
	kg	15	11	44	11	135	12.4倍	
	千錠	83	16	5	4	17	429%	
ヘロイン	件	4	4	6	3	3	100%	
	kg	1	1	3	1	4	367%	
コカイン	件	10	11	9	7	10	143%	
	kg	13	6	38	9	127	13.5倍	
MDMA等	件	4	2	4	5	6	120%	
	kg	0	-	2	0	3	13.8倍	
	千錠	31	0	0	0	0	111%	
ケタミン	件	4	10	1	8	5	63%	
	kg	0	4	0	0	0	104%	
メチロン	件	29	3	3	2	2	100%	
	kg	0	0	1	-	0	全増	
	千錠	1	-	-	0	-	全減	
その他麻薬	件	42	20	14	21	102	486%	
	kg	0	0	0	0	1	21.2倍	
	千錠	51	16	5	4	17	450%	
向精神薬	件	30	33	31	39	33	85%	
	kg	-	1	2	-	0	全増	
	千錠	10	14	13	12	10	81%	
合計	件	402	296	326	308	382	124%	
	kg	403	364	509	626	1,007	161%	
	千錠	93	30	18	16	27	166%	
(参考)使用回数	万回	1,191	1,133	1,550	1,701	3,331	196%	
銃砲	件	2	-	-	3	4	133%	
	丁	2	-	-	4	6	150%	
	うち拳銃	件	2	-	-	3	4	133%
		丁	2	-	-	4	6	150%
銃砲部品	件	1	-	1	3	-	全減	
	点	2	-	1	3	-	全減	

- (注) 1. 税関が摘発した密輸入事犯に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。
3. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計数量を示す。
4. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、あへん：0.3g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
5. 端数処理のため数値が合わないことがある。
6. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
7. 平成25年の数値は速報値である。

(3) 主な不正薬物の密輸入押収量の推移



※その他とは、麻薬（ヘロイン、コカイン等）、向精神薬及びあへんを含む。



※数量の表記について、「0」とは500錠未満の場合を示す。

2. 不正薬物の密輸入動向

(1) 覚醒剤

- ・ 多発する覚醒剤の大口密輸入事犯
- ・ 航空機旅客による覚醒剤の押収量が過去最高を記録
- ・ アジアからの密輸入が急増、中国、中南米は依然高水準

覚醒剤事犯の検挙人員は10,909人であり、前年比ではやや減少（-668人、-5.8%）した。覚醒剤事犯の検挙人員は、戦後の第3次覚醒剤乱用期のピークである平成9年以降長期的には減少しているが、依然として1万人を超えている。

また、覚醒剤事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は近年6,000人以上を占めているが、6,096人（-277人、-4.3%）とやや減少、外国人も588人（-29人、-4.7%）と減少した（注）警察庁調べ）。

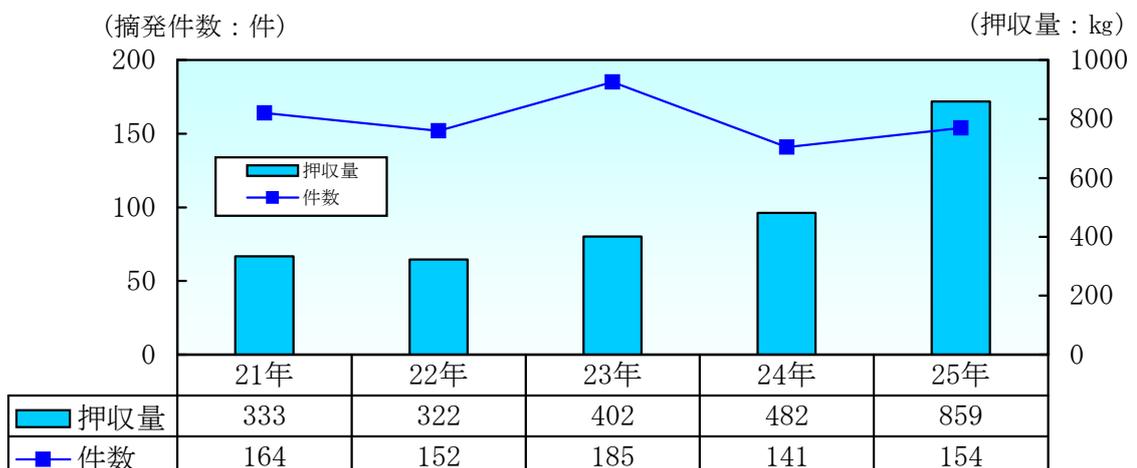
平成25年の税関における密輸入事犯の摘発件数は154件（対前年比9%増）と平成23年、21年に次ぐ過去3番目となり引き続き高水準となった。また、押収量は、約859kg（前年比78%増）と前年の実績を大幅に上回る過去3番目の記録となり、平成12年以来13年ぶりに800kgを上回った〔図1参照〕。

密輸入形態別にみると、商業貨物及び航空機旅客による大口密輸入事犯の摘発が顕著であり、商業貨物による押収量は前年の2倍超と大幅に増加した。また、航空機旅客による摘発件数は104件（前年比24%増）、押収量は約304kg（前年比49%増）といずれも前年の実績を大きく上回った。特に押収量については、初めて300kgを超え、過去最高を記録した。

密輸仕出地別にみると、摘発件数はアフリカ及び欧州からの密輸入の摘発が大幅に減少した一方で、インドを中心としたアジアからの密輸入の摘発は前年の2倍超と大幅に増加、また、メキシコ及び中国からの密輸入の摘発は引き続き高水準となった。

（注）警察庁調べ：警察庁「平成25年中の薬物・銃器情勢」から抜粋。以下本稿において同じ。

〔図1：覚醒剤の密輸入押収量及び摘発件数の推移〕



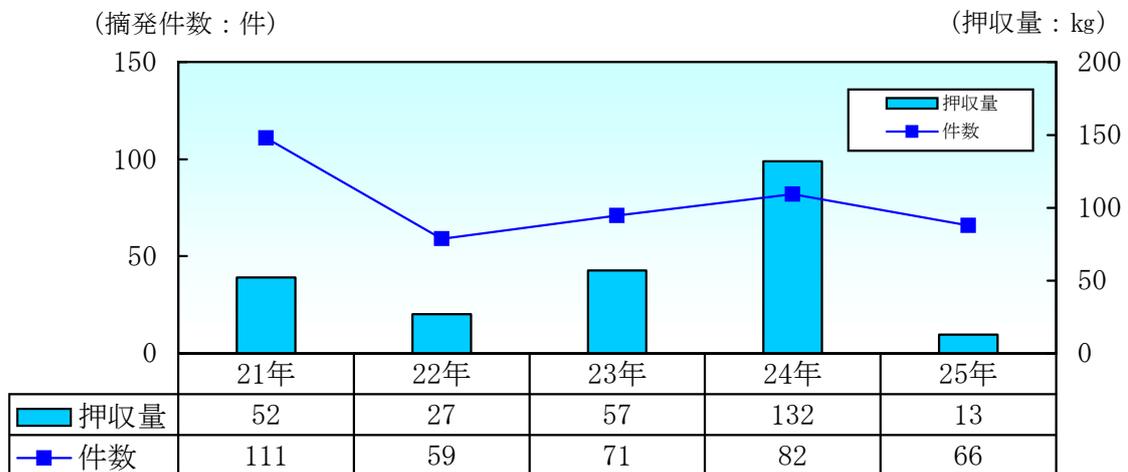
(2) 大麻（大麻草及び大麻樹脂）

- ・ 摘発件数、押収量ともに減少

大麻事犯の検挙人員は、過去10年をみると、平成21年をピークに減少傾向にあり、平成25年の大麻事犯の検挙人員は1,555人（前年比－48人、－3.0%）であった。そのうち暴力団構成員等は467人（－95人、－16.9%）、外国人は94人（－16人、－14.5%）であった（警察庁調べ）。

平成25年の税関における密輸入事犯の摘発件数は66件（前年比20%減）、押収量は約13kg（前年比90%減）とともに減少した〔図2参照〕。

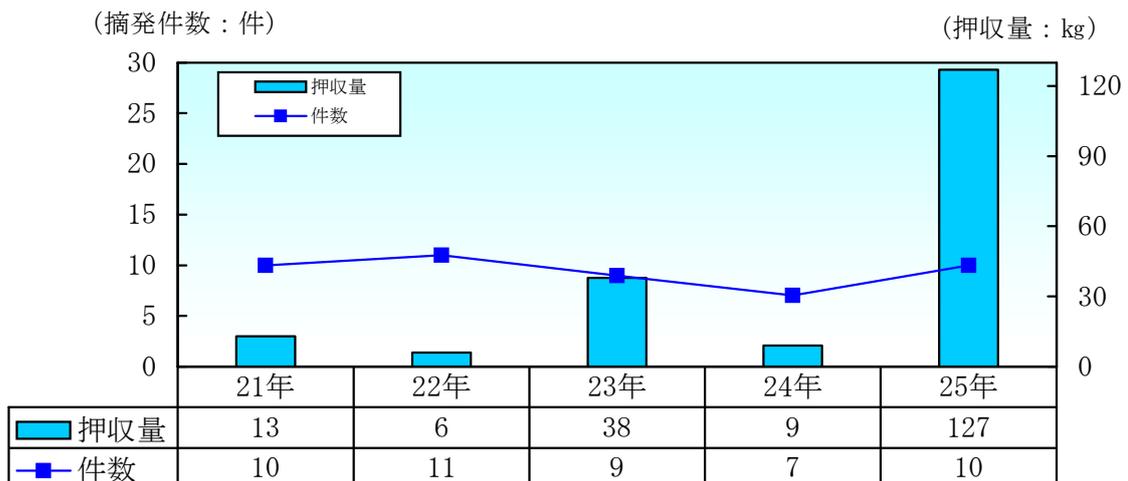
〔図2：大麻の密輸入押収量及び摘発件数の推移〕



(3) その他不正薬物（コカイン、ヘロイン、 α -PVP）

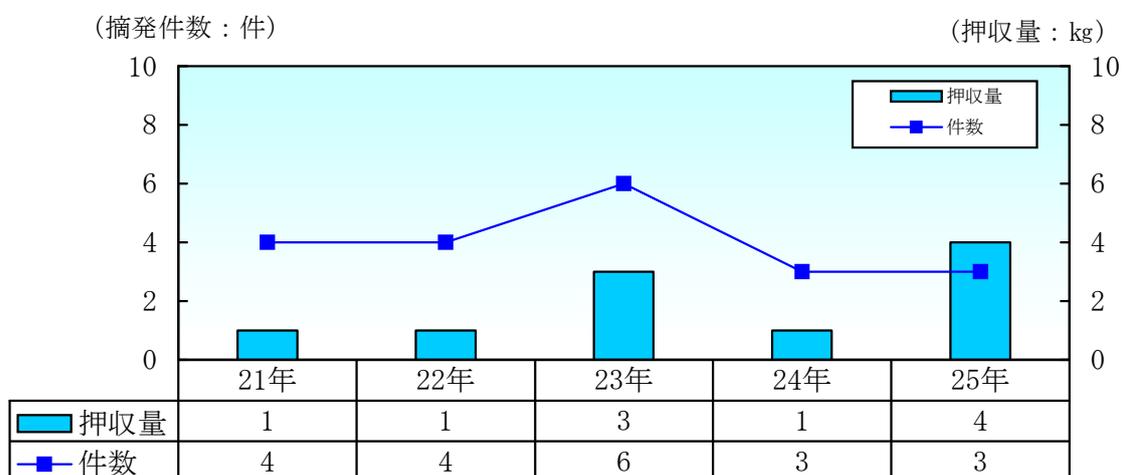
- ① 平成25年の税関におけるコカイン密輸入事犯の摘発件数は10件（前年比43%増）、押収量は約127kg（前年比13.5倍）とともに増加した〔図3参照〕。

〔図3：コカインの密輸入押収量及び摘発件数の推移〕



② 平成25年の税関におけるヘロイン密輸入事犯の摘発件数は3件（前年比100%）と横ばい、押収量は約4kg（前年比3.7倍）と増加した〔図4参照〕。

〔図4：ヘロインの密輸入押収量及び摘発件数の推移〕



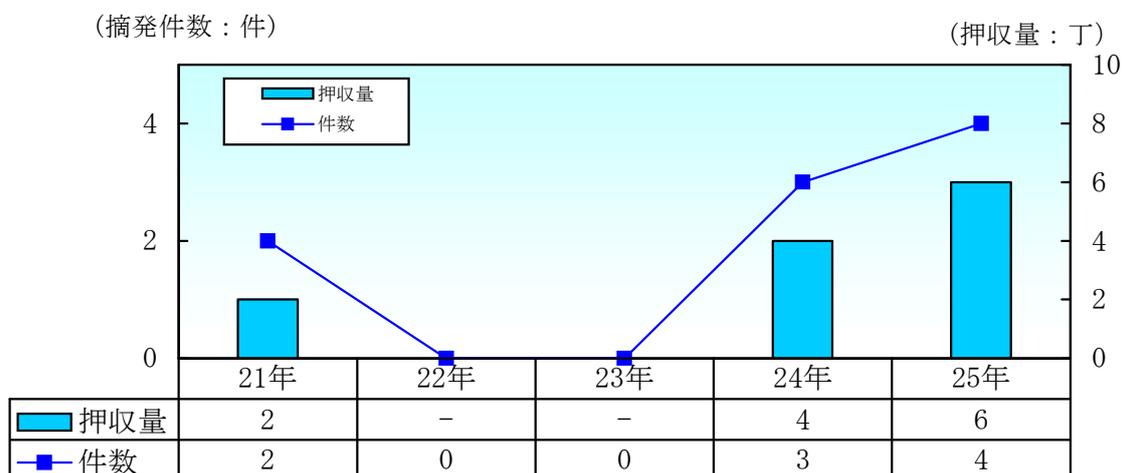
③ 平成25年に新規に麻薬指定された通称“ α -PVP”の税関における密輸入事犯の摘発件数が88件と多発し、麻薬類全体（128件）の摘発件数の約7割を占めた。

3. 銃砲の密輸入動向

拳銃の押収丁数は、暴力団からの押収を含めて、長期的には減少傾向にあり、平成25年は471丁（前年比+98丁、+26.3%）と増加し、そのうち真正拳銃は332丁（うち密造拳銃13丁）（+23丁、+7.4%）、改造拳銃は139丁（+75丁、+117.2%）であった（警察庁調べ）。

なお、平成25年の銃砲の密輸入事犯の摘発件数は4件（前年比33%増）、押収量は6丁（前年比50%増）であった〔図5参照〕。

〔図5：銃砲の密輸入押収量及び摘発件数の推移〕



II. 平成25年の主な密輸入摘発事例

1. 覚醒剤

【製粉機の内部に隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成25年3月、横浜税関は、メキシコから横浜港へ到着した海上コンテナ貨物の検査において、製粉機のローラー内部に隠匿していた覚醒剤約240kgを発見、摘発した。



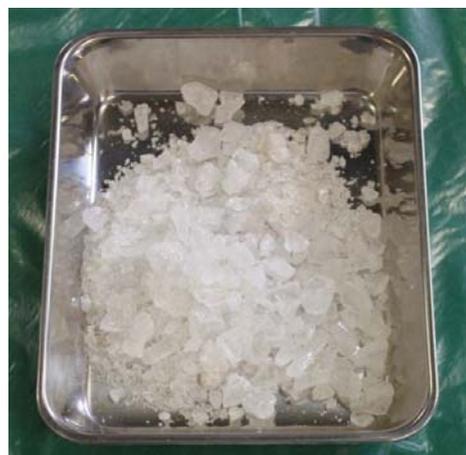
【模造鉄鉱石の内部に隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成25年5月、神戸税関は、メキシコから神戸港へ到着した海上コンテナ貨物の検査において、模造鉄鉱石に隠匿していた覚醒剤約194kgを発見、摘発した。



【船舶乗組員等による覚醒剤密輸入事犯を摘発】

平成25年7月、名古屋税関は、名古屋港に停泊中の外国貿易船から覚醒剤約10kgを密輸入した韓国人男性等を発見、摘発した。



【鳥形木製置物に隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成25年3月、東京税関は、ドイツから成田空港へ到着したドイツ人女性の携帯品検査において、鳥形木製置物内に隠匿していた覚醒剤約4kgを発見、摘発した。



【スーツケースを二重工作して隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成25年11月、東京税関は、バングラデシュから成田空港へ到着したドイツ人男性の携帯品検査において、スーツケースを二重工作して隠匿していた覚醒剤約4kgを発見、摘発した。



【糸巻に隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成25年7月、東京税関は、インドから成田空港へ到着した台湾人男性の携帯品検査において、スーツケース内に収納していた糸巻を細工して隠匿していた覚醒剤約9kgを発見、摘発した。



【粉ミルク紙箱内に隠匿していた覚醒剤を摘発】

平成25年11月、門司税関は、中国から福岡空港へ到着したドイツ人男性の携帯品検査において、粉ミルクの紙箱内に隠匿していた覚醒剤約5kgを発見、摘発した。



2. 大麻

【脱脂粉乳表示の箱内に隠匿していた大麻草を摘発】

平成25年2月、東京税関は、米国から到着した小包郵便物の検査において、脱脂粉乳表示の箱内にビニールで圧縮して隠匿していた大麻草約1kgを発見、摘発した。



3. その他不正薬物

○コカイン

【衣類等に浸み込ませて隠匿していたコカインを摘発】

平成25年4月、名古屋税関は、ブラジルから到着国際スピード郵便物及び小包郵便物の検査において、衣類等に浸み込ませて隠匿していたコカイン約2kgを発見、摘発した。



○ヘロイン

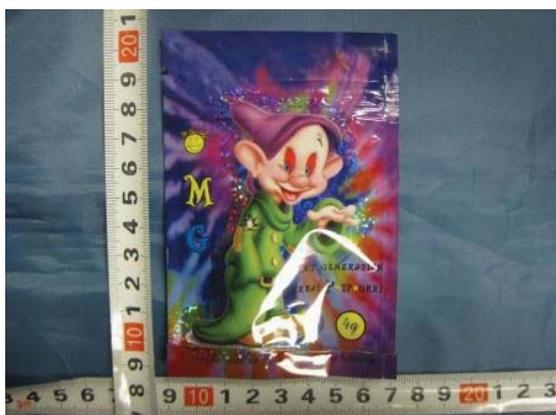
【スーツケースを二重工作して隠匿していたヘロインを摘発】

平成25年4月、大阪税関は、タンザニアから関西空港へ到着したタンザニア人男性の携帯品検査において、スーツケースを二重工作して隠匿していたヘロイン約3kgを発見、摘発した。



【通常郵便物に隠匿していた α -PVPを摘発】

平成25年5月、大阪税関は、米国から到着した通常郵便物の検査において α -PVPを含有する植物片約5gを発見、摘発した。

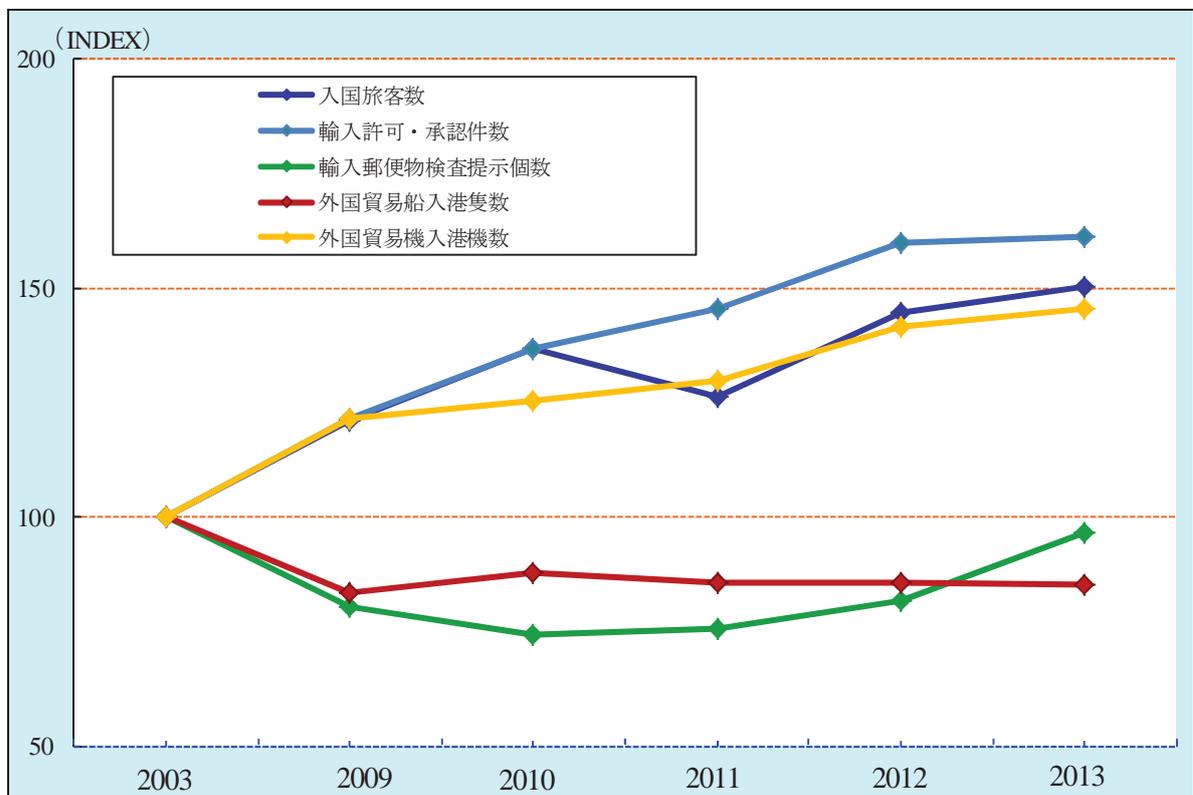


2. 関税局・税関における対策

関税局・税関においては、入国旅客や輸入貨物などの取締対象の増加とともに、密輸手口も悪質化・巧妙化する中、限られた人員で効果的・効率的な水際取締りを行うため、近年、種々の施策を実施している。

取締対象 (指 標)		平成 15 年 (10 年前)	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
旅客 (入国旅客数)	万人	1,915 (100.0)	2,316 (120.9)	2,620 (136.8)	2,420 (126.4)	2,772 (144.8)	2,881 (150.4)
商業貨物 (輸入許可・承認件数)	万件	1,439 (100.0)	1,752 (121.8)	1,969 (136.8)	2,092 (145.4)	2,302 (160.0)	2,319 (161.2)
国際郵便物 (輸入郵便物検査提示個数)	万个	12,242 (100.0)	9,857 (80.5)	9,094 (74.3)	9,266 (75.7)	10,043 (82.0)	11,840 (96.7)
船舶 (外国貿易船入港隻数)	万隻	13.5 (100.0)	11.3 (83.7)	11.9 (88.1)	11.6 (85.9)	11.6 (85.9)	11.5 (85.2)
航空機 (外国貿易機入港機数)	万機	13.4 (100.0)	16.3 (121.6)	16.8 (125.4)	17.4 (129.9)	19.0 (141.8)	19.5 (145.5)

- (注) 1. 入国旅客数は、法務省出入国管理統計年報。(平成 25 年については速報値)
 2. 輸入許可・承認件数、輸入郵便物検査提示個数は、関税局業務課調べ。(平成 25 年については速報値)
 3. 外国貿易船入港隻数、外国貿易機入港機数は、船舶・航空機統計。
 4. 下段の () 書きは、平成 15 年を 100 とした場合の指数。(グラフも同じ)



(1) 取締体制の整備

イ 物流の中で一貫した取締体制の整備

国際物流の中で一貫した貨物の効果的・効率的な取締りを図る観点から、取締・検査体制を監視部に集約して、事前情報を活用したリスク管理を行うなど、社会悪物品やテロ関連物資等の取締機能の強化に努めている。

ロ 広域的な取締体制の整備

密輸形態の組織化、広域化に対応するため、横浜税関に監視取締センター室を設置し、税関の管轄を跨ぐ船舶・乗組員に対する広域的な取締りについて、各税関の支援・調整を行うことにより、重点的な取締りを実施している。

(2) 密輸関連情報の収集・分析の強化

イ 情報管理官及び総括情報管理官の設置

各税関に密輸情報を担当する情報管理官をそれぞれ設置するとともに、東京税関に総括情報管理官を設置し、警察や海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等からの密輸関連情報を一元的・総合的に管理・分析することにより、情報収集・分析の強化に努めている。

ロ 関係業界団体からの情報収集の強化

効果的な密輸取締りを実施するため、船舶、航空機、商業貨物等に関係する業界団体との間で、密輸防止のための協力強化を目的とした「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している。

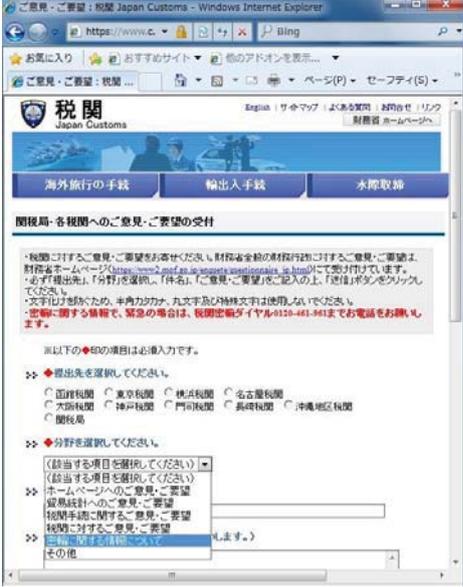
(イ) 財務省関税局：(一社)日本船主協会、定期航空協会、
(一社)航空貨物運送協会、
(一社)日本通関業連合会、
外国船舶協会、(一社)大日本水産会

(計 6 団体)

(ロ) 税関：各税関単位で設置されている輸送団体や旅行業団体及び漁協等
(計 28 団体)

ハ 一般からの情報収集の強化

全国共通の密輸ダイヤル（フリーダイヤル：24 時間受付）を設置し、情報提供を求めるリーフレット等を配布するとともに、税関ホームページ、税関広報ビデオ等により、税関における水際取締対策等の広報を行い、広く一般の方々からの情報収集の強化を図っている。また、平成 19 年 5 月からはインターネットからも情報を送ることができるようにしている。

リーフレット（一般向け）	税関ホームページ
 <p>※ このほか、海外旅行者向け、港湾・漁協向け、物流・倉庫業者向けを制作・配布。</p>	
<p>密輸ダイヤル（24 時間受付：フリーダイヤル） シロイ クロイ 0120-461-961 （密輸に関する情報は、財務省・税関まで）</p>	<p>税関ホームページ http://www.customs.go.jp/ 密輸情報提供ページ https://www.customs.go.jp/question/index.htm</p>

ニ 情報システムの活用

輸出入通関実績、船舶入出港実績等の情報を整理、蓄積することが可能な通関情報総合判定システム（C I S : Customs Intelligence Database System）等を全国の税関官署に配備して、情報の分析・加工・管理体制を整備・強化し、水際における重点的かつ効果的な取締りを実施している。

(3) 取締機器の有効活用

イ X線検査装置の活用

全国の税関官署に固定式や移動式のX線検査装置を配備し、貨物の中に巧妙に隠匿された社会悪物品等の発見・摘発のために活用している。

また、通常の貨物用のX線検査装置に加え、平成13年2月以降は、コンテナや自動車、小型ボート等の大型貨物の検査をすることができる大型X線検査装置を、全国の主要港等に配備して活用している。



ロ 監視艇の活用

不正薬物、銃砲等の洋上取引や地方港、不開港における密輸を取締まるため、拠点となる税関官署に大型監視艇や広域監視艇を配備し、広範囲にわたる監視取締りを実施している。



ハ 麻薬探知犬の活用

増大する麻薬類の密輸入を防止する目的で昭和54年以降、全国に麻薬探知犬を配備し入国旅客の携帯品及び外国郵便物等の輸入検査等に活用している。



ニ 埠頭監視カメラシステムの活用

平成8年3月以降、夜間でも監視可能な高感度監視カメラシステムの設置を全国の主要港等に配備し、船舶等に対する取締りの強化に努めている。

(4) 関係機関との連携強化

イ 関係機関との連携による取締り

水際における効果的な取締りを実施する観点から、税関、警察、海上保安庁等において、それぞれが有する情報、組織、権限及び経験等を活かしつつ、緊密な連携の下、取締りに当たっている。

具体的には、警察や海上保安庁などの関係機関との間で、全国各地で合同訓練や合同取締りを積極的に実施している。



ロ 「密輸出入取締対策会議」等の開催

密輸取締関係省庁の協力体制の緊密化を図り、社会悪事犯の水際検挙に向けた情報交換を行うため、財務省関税局の主催による「密輸出入取締対策会議」を開催し、中央レベルでの情報交換を推進するとともに、地区レベルにおいても各税関の主催で関係機関とによる「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催している。

(5) 国際的な情報交換等の推進

イ 外国税関当局等との情報交換の推進

我が国税関における外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口として、東京税関調査部に国際情報センター室を設置している。また、これまでに諸外国との間で薬物等の密輸入に関する情報交換の規定を含む税関相互支援協定等を締結するなどの取組みを進めている（「税関相互支援協定等の現状」参照）。

また、税関分野における国際機関である世界税関機構（WCO：World Customs Organization）及びアジア・大洋州R I L Oを中心とする国際的な情報交換ネットワーク等を活用して、外国税関当局等と密輸関連情報の交換を行っている。

（参考）R I L O（WCOの地域情報連絡事務所：Regional Intelligence Liaison Office）とは、地域内の各国税関当局間における不正薬物等の密輸に関する情報交換や同地域内における密輸傾向の情報分析の強化等を目的としたWCOによる地域プロジェクトの拠点である。

我が国が参加しているアジア・大洋州R I L Oは、昭和62年12月から世界初のR I L Oとして香港に設置されていたが、平成11年1月から5年間、我が国（東京税関内）に設置され、財務省・税関としても本プロジェクトに積極的に参加・貢献してきた。平成24年1月からは、韓国に設置され、参加国・地域から報告される不正薬物等の摘発事例を基に地域内の密輸動向を分析し、その成果を参加国等に配布するとともに、参加税関間の情報交換の仲介を行っている。

ロ 税関相互支援協定等による情報交換

不正薬物や銃砲等の仕出地又は中継地となっている国との情報交換を促進する規定を盛り込んだ税関相互支援協定等の新たな締結に向けた取組みを積極的に進めている。また、既に締結済みの税関相互支援協定等を活用し、情報交換の促進に努めている。

（参考）税関相互支援協定は、我が国と外国税関当局が、それぞれの関税法令を適正に執行し、迅速な通関と効果的な不正薬物・銃砲等の社会悪物品や知的財産侵害物品の水際取締りを実現する観点から、情報交換を含む相互支援を行うための法的な枠組みを提供するもの。

<税関相互支援協定等の現状>

- 経済連携協定（E P A）関連（注：E P Aに税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの）
シンガポール（2002.11）、マレーシア（2006.7）、タイ（2007.11）
インドネシア（2008.7）、ブルネイ（2008.7）、フィリピン（2008.12）
スイス（2009.9）、ベトナム（2009.10）、インド（2011.8）
ペルー（2012.3）
- 政府間協定
米国（1997.6）、韓国（2004.12）、中国（2006.4）、E C（2008.2）
ロシア（2009.5）、オランダ（2010.3）、イタリア（2012.4）
南アフリカ（2012.7）、スペイン（2013.10署名）
- 税関当局間取決め
豪州（2003.6）、ニュージーランド（2004.4）、カナダ（2005.6）
香港（2008.1）、マカオ（2008.9）、フランス（2012.6）、
イギリス（2013.6）

※（ ）内は発効又は署名年月（2014年5月31日現在）

ハ 職員の海外派遣による密輸情報収集の充実

我が国に密輸入される不正薬物等の仕出地となる可能性の高い国・地域等に税関職員を派遣し、不正薬物等の密輸情報の収集に努めるとともに、外国税関当局等との相互協力関係の構築を図っている。また、我が国と同様に、不正薬物等の密輸対策に取り組む国・地域に情報分析担当の職員を派遣し、密輸仕出地等についての情報分析に関する意見交換を行っている。

ニ 国際会議への参画

WCOにおける監視委員会やアジア・大洋州RILOコンタクト・ポイント会合などの国際会議に積極的に参画し、不正薬物等の監視取締りに関する意見交換や情報交換等を活発に行っている。

(6) 監視分野における技術協力

開発途上国の税関当局における不正薬物等の情報収集・情報分析能力の強化など水際取締能力の向上を図るため、開発途上国税関職員の受入研修などの技術協力を積極的に実施している。

V. 参考資料

1. 不正薬物・銃砲等の大口密輸事犯摘発事例(トップ3)

犯則物件	摘発年月日	税関	数量	仕出地	事件の概要
覚醒剤	平成11年10月3日	門司 長崎 東京	564.6 kg	北 朝 鮮	警察及び海上保安庁と協力の上、台湾籍漁船が洋上取引を行い、鹿児島県の海岸に陸揚げしたところを摘発。
	平成8年7月11日 平成8年7月16日	横浜	527.7 kg (7/11 249.0kg) (7/16 278.7kg)	中 国	海上コンテナ貨物である水煮竹の子3,360缶の内23缶に隠匿していた覚醒剤約249kgを摘発するとともに、犯則嫌疑者居室に隠匿していた覚醒剤約279kgを摘発。
	平成10年8月19日	東京	301.5 kg	香 港	商業貨物である大型工作機械35台の支柱及びアーム部分に隠匿していたものを摘発。
大麻草	平成5年4月15日	大阪	426.5 kg	カンボジア	海上コンテナ貨物である木製パレット80枚の上段と下段とを繋いでいる柱の中に隠匿していたものを摘発。
	平成11年6月8日	名古屋	420.7 kg	フィリピン	海上コンテナ貨物である玉石800袋の内126袋内に、無機セメントで石様に工作隠匿していたものを摘発。
	平成13年2月2日	横浜	393.7 kg	フィリピン	海上コンテナ貨物である缶ビール800ケースの内103ケースについて、缶の中に隠匿していたものを摘発。
大麻樹脂	平成14年12月11日 平成14年12月14日	東京	147.3 kg (12/11 51.6kg) (12/14 95.7kg)	ネ パ ール	航空貨物であるカレンダー1,650枚について表紙を二重工作して隠匿していた大麻樹脂約52kgを摘発するとともに、犯則嫌疑者居室等に隠匿していた大麻樹脂約96kgを摘発。
	平成10年10月9日	横浜	96.7 kg	インドネシア	商業貨物である木製家具等127点の内31点の中に分散隠匿していたものを摘発。
	平成16年7月16日	東京	59.5 kg	香 港	海上コンテナ貨物である業務用冷凍庫について、スーツケースに収納した上冷凍庫内に隠匿していたものを摘発。
ヘロイン	平成元年2月4日	東京	20.6 kg	タ イ	航空機旅客の携行大型キャリーバッグを二重工作して隠匿していたものを摘発。
	平成14年12月21日	東京	16.7 kg	ラ オ ス	航空機旅客（オーストラリアへの乗り継ぎ旅客）に対する職務質問において、お茶缶の中に隠匿していたものを摘発。
	昭和63年8月11日	東京	8.0 kg	パキスタン	航空機旅客3名の携帯スーツケースを二重工作して隠匿していたものを摘発。
コカイン	平成25年11月19日 平成25年11月21日	横浜	約118 kg	不 明	神奈川県横須賀市及び葉山町の海岸に漂着。
	平成16年8月25日	名古屋	44.0 kg	コロンビア	冷凍運搬船の船長託送品である空ボンベ内に隠匿していたものを摘発。
	平成2年5月15日	東京 横浜	33.4 kg	コロンビア	貨物船の機関室ダクト内に隠匿していたものを摘発。
あへん	平成18年9月19日	東京	14.9 kg	トルコ	航空機旅客の携行スーツケース上下蓋部分を二重工作して隠匿していたものを摘発。
	平成10年2月4日	大阪	8.8 kg	不 明	ロシア籍船舶から陸揚げされたボストンバッグ内に隠匿していたものを摘発。
	平成4年8月10日 平成4年8月18日	東京	8.7 kg (8/10 2.7kg) (8/18 6.0kg)	イ ン ド	航空機旅客の携行スーツケースの二重底部分に隠匿していたものを摘発するとともに、さらに同旅客が所持していた鍵の調査により、コインロッカー内に隠匿していたものを摘発。
MDMA	平成19年8月1日	大阪	688,000錠	カナダ	海上貨物コンテナ貨物である製材について、内部をくり貫いて隠匿していたものを摘発。
	平成19年10月20日	門司	146,760錠	オランダ	航空貨物であるスパイラルミキサー（らせん状攪拌機）について、内部に隠匿していたものを摘発。
	平成20年4月3日	東京	90,537錠	オランダ	航空機旅客3名それぞれの携行スーツケースを二重工作して隠匿していたものを摘発。
向精神薬	平成6年9月12日	東京	41,795錠	タ イ	航空機旅客の携行キャリーバッグを二重工作し隠匿していたものを摘発。（成分：トリアゾラム）
	平成6年12月23日	東京	22,402錠	タ イ	航空機旅客の携行キャリーバッグを二重工作し隠匿していたものを摘発。（成分：トリアゾラム、フルニトラゼパム）
	平成9年5月16日	門司	20,003錠	中 国	航空小包郵便物内に隠匿していたものを摘発。（成分：アンフェタミン）
銃 砲	昭和59年4月11日	東京	301丁 (実包5,564個)	フィリピン	孔雀型籐製椅子を収納していたコンテナの左右奥隅の鉄板を溶接した空洞の中等に隠匿していたものを摘発。
	昭和60年12月4日	名古屋	104丁 (実包1,787個)	フィリピン	籐製品を収納していたコンテナの前部壁面のベニヤ板後側に隠匿していたものを摘発。
	平成12年9月22日	沖縄	86丁 (実包1,107個)	フィリピン	石垣島沖合いを航行中のヨットから海上投棄されたものを海上保安庁が摘発。

(注) 本表は、税関が摘発した事件及び警察等他機関が摘発した事件で税関が関与した事件に係る押収量のトップ3を記載。

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る）からの貨物に対する輸入の制限措置に伴う税関の対応について

ウクライナをめぐる現下の国際情勢にかんがみ、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、我が国としてクリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする貨物の輸入の制限措置を実施することが決定され、本日（8月5日）、「クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」、又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される個人及び団体に対する資産凍結等の措置について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする全ての貨物の輸入の制限措置を実施するための輸入公表の一部を改正する告示等が本日公示され、8月5日から実施することとなった。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸入の制限措置の実行の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

1. 税関における審査に際しては、通関関係書類等により貨物の原産地を確認するとともに、検査に際しては、貨物等に付された表記等により貨物の原産地を確認することとし、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸入の制限措置の実行を確保すること。
2. 上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

経済産業省

20140730 貿局第1号
平成26年8月5日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。）に係る輸入制限措置について

上記の件について、平成26年8月5日付け閣議了解に基づき別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしく願います。

○経済産業省告示第百六十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月五日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸晃

二の表の罫に次のように加える。

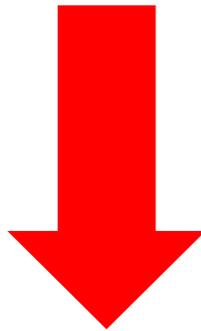
ウクライナ（ クリミア自治 共和国又はセ ヴァストープ リ特別市を原 産地とする場		全貨物
--	--	-----

合に限る。)

附 則

この告示は、平成二十六年八月五日から施行する。

「クリミア自治共和国」及び「セヴァストープリ特別市」の位置



3. 【出港前報告制度関係】「HLD 通知」に係る船会社（船舶代理店）の対応について

1. 「HLD 通知」とは

報告された積荷情報のリスク評価を完了するために、追加の情報又は情報の訂正を要請する必要がある場合に税関が行う事前通知

2. 「HLD 通知」の主な要因

(1) 「荷送人名」欄、「荷受人名」欄等への不適切な入力

<事例>

・「/」や「A」一文字のみの入力 等々

(2) 「マスターB/L 番号」の相違

<事例>

・NACCS 用船会社コードの重複入力、NACCS 用船会社コードの選択誤り 等々

(3) 「船舶情報」の不一致

「船舶情報」とは、船舶コード、航海番号、船会社コード、船積港コード及び船積港枝番の 5 項目のことをいい、関連付くマスターB/L 及びハウス B/L の間において上記 5 項目が一致している必要がある。

<事例>

・船舶コードの入力誤り（コールサインではなく IMO 番号を入力） 等々

※ 詳しくは、5/14（第 526 回）開催時資料「出港前報告制度における積荷情報の報告時の留意点」及び 7/16（第 527 回）開催時資料「出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例」を参照願います。

3. 「HLD 通知」出力時の船会社（船舶代理店）の対応

◎ 2. (1) について

NACCS の「出港前報告訂正 (CMR)」業務を利用し、該当箇所の訂正を行ってください（「出港前報告訂正呼出し (CMR11)」業務にて、当初報告した情報を呼び出したうえで訂正を行うことも可能）。

◎ 2. (2) 及び (3) について

これらの事例につきましては、多くが「ハウス B/L」の報告の中で見受けられ、ハウス B/L 側に原因があった場合には、ハウス B/L 報告者 (NVOCC) に対し「HLD 通知」が出力されます。

「HLD 通知」が出力された時点でマスターB/L の報告がされている場合には、当該マスターB/L の報告者にも「HLD 通知」が出力されるシステム上の仕様になっておりますが、これはあくまでも「ハウス B/L と関連付く場合」であるため、出力されない場合があります。

まず、基本的な事項としまして、ハウス B/L 報告者となる NVOCC と、船舶情報やマスターB/L 番号の情報共有を十分行ってください。

また、事前通知が出力されない場合でも、システムの情報不一致の B/L が存在すると判定された場合には「出港前報告不一致情報（別紙参照）」が「出港日時報告 (ATD)」業務又は「積荷目録提出 (DMF)」業務実施者（両業務とも船会社又は船舶代理店が実施者）に出力されますので、こちらを利用して NVOCC に対して訂正を促してください。

4. 税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について（9 月 14 日（日））

9 月 14 日（日）に停電を伴う電気設備点検を行う予定であり、これにより、

当日の 8 : 30 ~ 13 : 30 の間

横浜税関監視部取締部門（2A）に対する NACCS 業務ができません。

大変ご迷惑をお掛けしますが、上記時間帯においては、マニュアル（窓口）での手続きをお願いいたします。

なお、電話及び FAX につきましては、通信可能となります。

（参考：「NACCS 掲示板」より）

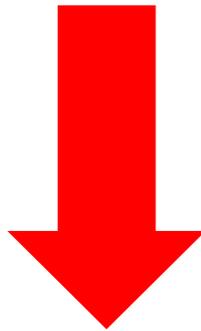
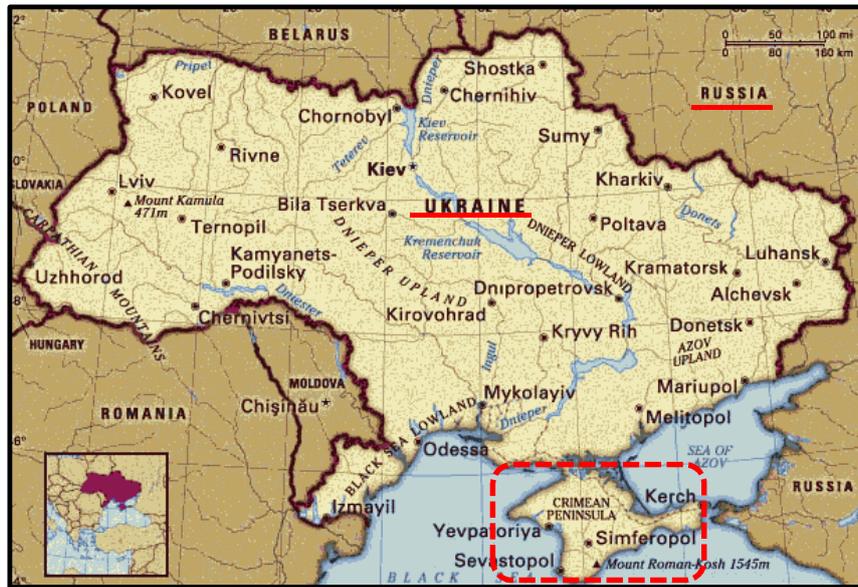
【2A.2H】税関官署のシステム利用停止について

2014年9月1日

下記税関官署では設備点検等による回線不通のため、停止期間中はNACCS業務の処理ができません。停止期間中に下記官署に向けて業務を行う場合は、あらかじめ税関にお問い合わせください。

税関	官署	停止期間
横浜税関	監視部分庁舎	平成26年9月14日（日）08：30～13：30
	大黒埠頭出張所	

「クリミア自治共和国」及び「セヴァストープオリ特別市」の位置



Vessel XXXXXXXXE Voyage Number XXXXXXXXE Carrier XXXE Port of Loading XXXXE - X
 Date of Departure yyyy/MM/dd - hh:mm Difference from GMT XXXXE Relaxed Application Area X
 Port of Discharge XXXE - X Date of Arrival yyyy/MM/dd Overflow X

B/L Number	Discrepancy Identifier					
	No HouseB/L	No MasterB/L	Discrepancy in Vessel Information	Overdue Reporting	Incomplete Advance Filing	Incomplete Departure Time Resist
1	X	X	X	X	X	X
2	X	X	X	X	X	X
3	X	X	X	X	X	X
4	X	X	X	X	X	X
5	X	X	X	X	X	X
6	X	X	X	X	X	X
7	X	X	X	X	X	X
8	X	X	X	X	X	X
9	X	X	X	X	X	X
10	X	X	X	X	X	X
11	X	X	X	X	X	X
12	X	X	X	X	X	X
13	X	X	X	X	X	X
14	X	X	X	X	X	X
15	X	X	X	X	X	X
16	X	X	X	X	X	X
17	X	X	X	X	X	X
18	X	X	X	X	X	X
19	X	X	X	X	X	X
20	X	X	X	X	X	X
21	X	X	X	X	X	X
22	X	X	X	X	X	X
23	X	X	X	X	X	X
24	X	X	X	X	X	X
25	X	X	X	X	X	X
26	X	X	X	X	X	X
27	X	X	X	X	X	X
28	X	X	X	X	X	X
29	X	X	X	X	X	X
30	X	X	X	X	X	X
31	X	X	X	X	X	X
32	X	X	X	X	X	X
33	X	X	X	X	X	X
34	X	X	X	X	X	X
35	X	X	X	X	X	X
36	X	X	X	X	X	X
37	X	X	X	X	X	X
38	X	X	X	X	X	X
39	X	X	X	X	X	X
40	X	X	X	X	X	X
41	X	X	X	X	X	X
42	X	X	X	X	X	X
43	X	X	X	X	X	X
44	X	X	X	X	X	X
45	X	X	X	X	X	X
46	X	X	X	X	X	X
47	X	X	X	X	X	X
48	X	X	X	X	X	X
49	X	X	X	X	X	X
50	X	X	X	X	X	X

4. 税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について（9 月 14 日（日））

9 月 14 日（日）に停電を伴う電気設備点検を行う予定であり、これにより、

当日の 8 : 30 ~ 13 : 30 の間

横浜税関監視部取締部門（2A）に対する NACCS 業務ができません。

大変ご迷惑をお掛けしますが、上記時間帯においては、マニュアル（窓口）での手続きをお願いいたします。

なお、電話及び FAX につきましては、通信可能となります。

（参考：「NACCS 掲示板」より）

【2A.2H】税関官署のシステム利用停止について

2014年9月1日

下記税関官署では設備点検等による回線不通のため、停止期間中はNACCS業務の処理ができません。停止期間中に下記官署に向けて業務を行う場合は、あらかじめ税関にお問い合わせください。

税関	官署	停止期間
横浜税関	監視部分庁舎	平成26年9月14日（日）08：30～13：30
	大黒埠頭出張所	